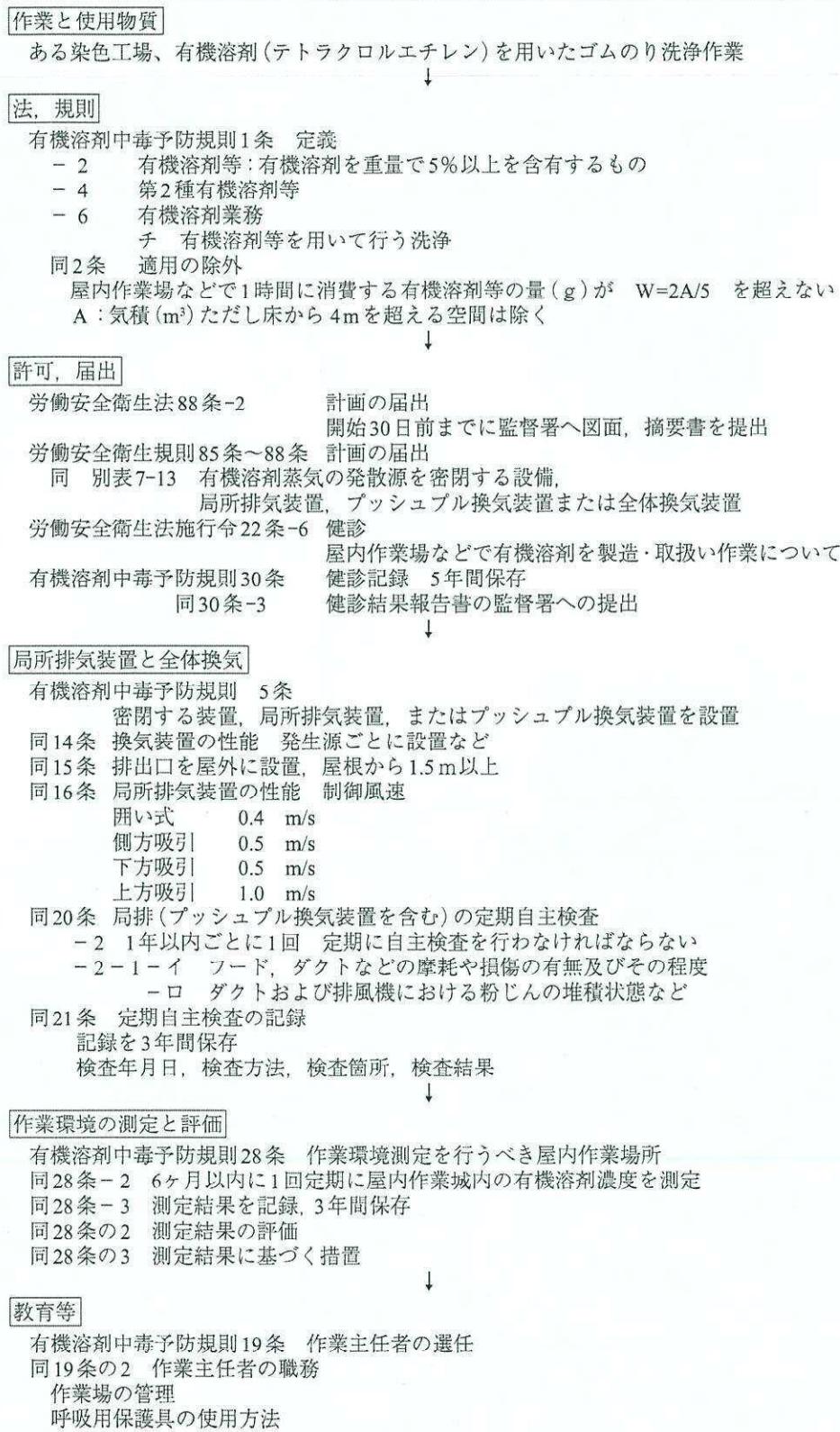


Table 1. 化学物質管理の流れの例



## 作業環境管理の基本

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境中に存在する種々の有害要因を除去・低減することにより、作業環境を快適な状態に維持し、労働者の健康を確保する。</li> </ul>							
範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害環境：化学的因素（ガス、蒸気、粉じん、金属類、酸素欠乏）、物理的因素（温熱、異常気圧、騒音、振動、放射線）、生物的因素（細菌、真菌、ウイルス、寄生虫）</li> <li>・一般環境：採光、照明、保温、防湿、換気、清潔</li> </ul>							
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害化学物質を取り扱う作業の作業環境管理として、作業場で取扱われる有害物質や有害因子について、それらの性質、発生の原因、作業環境中の挙動を知り、その状況に応じて必要な対策を実施する</li> </ul> <p>①新規の工場建設、生産設備、作業工程の導入に際しては、できる限り有害要因が作業環境に発生しない措置が必要</p> <p>②すでに稼働している作業場では、定期的に作業環境測定を実施することで、環境中の有害要因の量を把握し、健康影響を及ぼす恐れのある場合には設備、作業方法などの中にある作業環境を悪化させている原因を調べて改善措置を講じる</p>							
作業環境状態の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境中の有害物質などの実態を把握するための測定（安衛法第65条に基づく作業環境測定）           <ul style="list-style-type: none"> <li>①デザイン：測定対象物質の決定、単位作業場所の設定、測定点の設定（A測定、B測定）、測定条件の確認、測定日の設定</li> <li>②サンプリング-分析：作業環境測定基準に従う</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サンプリング</th> <th>分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ろ過捕集方法 直接捕集方法 固体捕集方法 液体捕集方法</td> <td>重量法、計数法、エックス線回折法、吸光光度分析方法、蛍光光度分析方法、原子吸光分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法</td> </tr> <tr> <td>簡易測定法</td> <td>検知管法、相対濃度計</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>③評価：作業環境評価基準に従う</li> </ul> <pre> graph TD     A[5点以上の測定点について、幾何平均 M, 幾何標準偏差σの計算] --&gt; AB[管理濃度と比較]     AB --&gt; AA[A測定による区分]     B[B測定値 Cb] --&gt; BB[管理濃度と比較]     BB --&gt; AB[B測定による区分]     AA --&gt; CD[管理区分の決定]     BB --&gt; CD   </pre> </li> <li>・その他の測定：           <ul style="list-style-type: none"> <li>①新規の設備、原材料、生産方式、作業方法などの有害性の予測や改善効果の評価などの目的で隨時必要に応じて行う測定</li> <li>②危険有害な場所への立ち入り禁止などの危害防止措置の必要性を決めるための測定</li> <li>③特定化学物質、鉛化合物などを取り扱う作業で局所排気装置の性能を点検するために行うフード周辺の気中濃度の測定</li> <li>④屋外作業などにおける個人サンプラーによる測定</li> <li>・法定外の測定：①個人曝露濃度の測定、②リアルタイムモニタリング</li> </ul> </li> </ul>		サンプリング	分析	ろ過捕集方法 直接捕集方法 固体捕集方法 液体捕集方法	重量法、計数法、エックス線回折法、吸光光度分析方法、蛍光光度分析方法、原子吸光分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法	簡易測定法	検知管法、相対濃度計
サンプリング	分析							
ろ過捕集方法 直接捕集方法 固体捕集方法 液体捕集方法	重量法、計数法、エックス線回折法、吸光光度分析方法、蛍光光度分析方法、原子吸光分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ分析方法							
簡易測定法	検知管法、相対濃度計							
工学的対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の抑制：①有害物質の使用中止、②有害性の低い物質への転換、③生産工程、作業方法の変更、④使用形態、使用条件の検討など</li> <li>・発散の防止：①遠隔操作、②自動化、③密閉化、④有害工程の隔離など</li> <li>・除去：①局所排気装置、ブッシュ型換気装置による汚染物質の除去、②全体換気装置の設置による汚染物質の希釈排出</li> </ul>							
有害化学物質を取り扱う作業の管理の指標	<table border="1"> <tr> <td>曝露限界値</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量-影響関係、量-反応関係などに基づいて設定された作業者の曝露の限度を示す濃度</li> <li>・日本産業衛生学会の許容濃度や、ACGIHのTLVs (Threshold Limit Values) などがある</li> <li>・TLVsには時間加重平均値 (Time Weighted Average, TWA)、短時間曝露限界値 (Short Term Exposure Limit, STEL)、天井値 (Ceiling Value, C) がある</li> <li>・個人曝露濃度を測定した場合は、測定値を曝露限界値と比較して評価する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>管理濃度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境管理のために用いられるものとして、行政的見地から設定された濃度</li> <li>・曝露限界値のほか、世界各国での規制の状況、作業環境管理技術などを考慮して設定</li> <li>・時間の概念は含まれていない</li> <li>・作業環境測定結果は管理濃度と比較され、作業環境の良否を決定する</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生物学的曝露指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者個人の化学物質の体内摂取量の指標</li> <li>・日本産業衛生学会の生物学的許容値や米国ACGIHのBEIs (Biological Exposure Indices) など</li> <li>・生物学的モニタリングを行った場合は、生物学的許容値やBEIsと比較して作業者の曝露の状態を評価する</li> </ul> </td> </tr> </table>		曝露限界値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量-影響関係、量-反応関係などに基づいて設定された作業者の曝露の限度を示す濃度</li> <li>・日本産業衛生学会の許容濃度や、ACGIHのTLVs (Threshold Limit Values) などがある</li> <li>・TLVsには時間加重平均値 (Time Weighted Average, TWA)、短時間曝露限界値 (Short Term Exposure Limit, STEL)、天井値 (Ceiling Value, C) がある</li> <li>・個人曝露濃度を測定した場合は、測定値を曝露限界値と比較して評価する</li> </ul>	管理濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境管理のために用いられるものとして、行政的見地から設定された濃度</li> <li>・曝露限界値のほか、世界各国での規制の状況、作業環境管理技術などを考慮して設定</li> <li>・時間の概念は含まれていない</li> <li>・作業環境測定結果は管理濃度と比較され、作業環境の良否を決定する</li> </ul>	生物学的曝露指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者個人の化学物質の体内摂取量の指標</li> <li>・日本産業衛生学会の生物学的許容値や米国ACGIHのBEIs (Biological Exposure Indices) など</li> <li>・生物学的モニタリングを行った場合は、生物学的許容値やBEIsと比較して作業者の曝露の状態を評価する</li> </ul>
曝露限界値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量-影響関係、量-反応関係などに基づいて設定された作業者の曝露の限度を示す濃度</li> <li>・日本産業衛生学会の許容濃度や、ACGIHのTLVs (Threshold Limit Values) などがある</li> <li>・TLVsには時間加重平均値 (Time Weighted Average, TWA)、短時間曝露限界値 (Short Term Exposure Limit, STEL)、天井値 (Ceiling Value, C) がある</li> <li>・個人曝露濃度を測定した場合は、測定値を曝露限界値と比較して評価する</li> </ul>							
管理濃度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境管理のために用いられるものとして、行政的見地から設定された濃度</li> <li>・曝露限界値のほか、世界各国での規制の状況、作業環境管理技術などを考慮して設定</li> <li>・時間の概念は含まれていない</li> <li>・作業環境測定結果は管理濃度と比較され、作業環境の良否を決定する</li> </ul>							
生物学的曝露指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業者個人の化学物質の体内摂取量の指標</li> <li>・日本産業衛生学会の生物学的許容値や米国ACGIHのBEIs (Biological Exposure Indices) など</li> <li>・生物学的モニタリングを行った場合は、生物学的許容値やBEIsと比較して作業者の曝露の状態を評価する</li> </ul>							



## 評価値と管理区分

評価値の意味		<ul style="list-style-type: none"> <li>作業環境測定の結果から作業環境の状態を把握するための指標として導入</li> <li>2つの評価値により、作業環境の管理状態を3つに区分する</li> </ul>
評価値の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業場の気中有害物質の濃度を対数正規分布と仮定し、管理濃度を用いて評価値を設定</li> </ul>	
	A測定に係る評価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位作業場所において考え得るすべての測定点の作業時間における、気中有害物質の引数変換された濃度の実現値のうち、高濃度側から5%に相当する濃度の推定値 2日間測定：<math>\log E_{A1} = \log M + 1.645 \log \sigma</math> (M：2日間測定の幾何平均値, σ：2日測定の幾何標準偏差) 1日間測定：<math>\log E_{A1} = \log M_1 + 1.645 \sqrt{\log^2 \sigma_1 + 0.084}</math> (M<sub>1</sub>：1日間測定の幾何平均値, σ<sub>1</sub>：1日測定の幾何標準偏差)</li> </ul>
	第1評価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位作業場所の平均濃度の推定値 2日間測定：<math>\log E_{A2} = \log M + 1.151 \log^2 \sigma</math> 1日間測定：<math>\log E_{A2} = \log M_1 + 1.151 (\log^2 \sigma_1 + 0.084)</math></li> </ul>
	B測定に係る評価値	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理濃度Eと同一の値 (C<sub>B</sub>=E)</li> <li>管理濃度の1.5倍の値 (C<sub>B</sub>=1.5E)</li> </ul>
管理区分		
	第1管理区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>A, B測定の第1評価値、第2評価値から3つの管理区分を設定 (A測定のみの場合、E<sub>A1</sub>, E<sub>A2</sub>のみで決定)</li> <li>A測定の第1評価値およびB測定値が管理濃度に満たない場合、すなわち E<sub>A1</sub> &lt; E, かつ C<sub>B</sub> &lt; E</li> </ul>
	第2管理区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>A測定の第2評価値が管理濃度以下、かつB測定値が第2評価値以下の場合 (第1管理区分に該当する場合を除く), すなわち, E<sub>A2</sub> ≤ E ≤ E<sub>A1</sub>, または E ≤ C<sub>B</sub> ≤ 1.5E</li> </ul>
	第3管理区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>A測定の第2評価値が管理濃度を超える場合またはB測定値が第2評価値を超える場合, すなわち, E<sub>A2</sub> &gt; E または, C<sub>B</sub> &gt; 1.5E</li> </ul>

## 管理区分に応じて事業者が行う措置

管理区分	事業者が行う措置
第1管理区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該単位作業場所の作業環境管理は適切と判断される</li> <li>この状態が維持されるよう現在の管理の継続的維持に努める</li> </ul>
第2管理区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>単位作業場所の作業環境管理にお改善の余地があると判断される。当該施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずる</li> <li>評価の記録および作業環境を改善するために講ずる措置を労働者に周知</li> </ul>
第3管理区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該単位作業場所の作業環境管理が適切ではないと判断される。以下の措置を講じ速やかに第1管理区分に移行すること</li> <li>①施設、設備、作業工程または作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講ずる</li> <li>②有効な呼吸保護具を使用する</li> <li>③健康診断の実施その他労働者の保持を図るために必要な措置を講ずる</li> <li>評価の記録、作業環境を改善するために講ずる措置および改善の効果を確認するための評価の結果を労働者に周知</li> </ul>

## 作業環境測定の特例許可

測定の種類	適用条件	許可後の測定条件・メリット	備考
粉じん	測定結果の評価が2年以上にわたって基準に従つて行われており、第Ⅰ管理区分が継続している、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合	併行測定を行うことなしに相対濃度計のみで作業環境測定を行うことができる	① 指定較正機関より1年以内ごとに1回定期に較正された粉じん計を使用 ② 質量濃度変換係数(K値)は上記の較正された測定機器を用いて、当該単位作業場所について求めた数値、または、厚生労働省労働基準局長が通達で示す数値を使用 ③ 第2種作業環境測定士が測定できる
特定化学物質		右記物質については検知管方式または同等以上の測定機器を用いる方法によることができる ただし、1以上の点で作業環境測定基準の別表1または別表2に示す方法との併行測定を行うこと	アクリロニトリル/エチレンオキシド/塩化ビニル/塩素/シアノ化水素/フッ化水素/ベンゼン/ホルムアルデヒド/硫化水素/1,4-ジオキサン/1,2-ジクロロエタン/ジクロロメタン/1,1,2,2-テトラクロロエタン/メチルイソブチルケトン
有機溶剤			イソブチルアルコール/エチレングリコールモノエチルエーテル/エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート/エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル/エチレングリコールモノメチルエーテル/オルト-ジクロロベンゼン/酢酸イソペンチル/酢酸ノルマル-ブロピル/酢酸ノルマール-ベンチル/酢酸メチル/シクロヘキサンノール/テトラヒドロフラン/ノルマルヘキサン/1-ブタノール/メタノール/メチルエチルケトン/メチルシクロヘキサンノール/メチル-ノルマル-ブチルケトン

## 騒音職場における作業環境測定（騒音障害防止のためのガイドライン、平成4年10月1日基発第546号）

対象作業場 (安衛則第588条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しい騒音を発する屋内作業場（騒音障害防止のためのガイドラインに掲げる作業）</li> <li>85dB(A)以上になる可能性が大きい作業場（同上に掲げる作業場のうち屋内作業場）</li> </ul>																					
測定の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>A測定（作業環境測定基準第4条第1号、第2号）：           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 単位作業場所における平均的な騒音レベルを把握するための測定</li> <li>② 定常的な作業が行われている時間帯に単位作業場所ごとに5点以上、1ヶ所につき10分以上、全体で1時間以上</li> <li>③ 測定点の高さは120～150cm</li> </ul> </li> <li>B測定（作業環境測定基準第4条第3号）：           <ul style="list-style-type: none"> <li>発生源付近で騒音レベルが最も高いと思われる場所と時間で10分間測定</li> </ul> </li> </ul>																					
測定方法	騒音計を用いて等価騒音レベルを測定、A特性で測定する																					
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>A測定とB測定の結果から、以下の表に従って管理区分を決定する</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">B測定(dB)</th> </tr> <tr> <th>85dB未満</th> <th>85dB以上 90dB未満</th> <th>90dB以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">A測定 平均値 (dB)</th> <th>85dB未満</th> <td>第Ⅰ管理区分</td> <td>第Ⅱ管理区分</td> <td>第Ⅲ管理区分</td> </tr> <tr> <th>85dB以上 90dB未満</th> <td>第Ⅱ管理区分</td> <td>第Ⅱ管理区分</td> <td>第Ⅲ管理区分</td> </tr> <tr> <th>90dB以上</th> <td>第Ⅲ管理区分</td> <td>第Ⅲ管理区分</td> <td>第Ⅲ管理区分</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>A測定平均値は測定値を算術平均して求める</li> <li>A測定平均値の算定には、80dB未満の測定値は含めない</li> <li>A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行う</li> </ul>			B測定(dB)			85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上	A測定 平均値 (dB)	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分
				B測定(dB)																		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上																		
A測定 平均値 (dB)	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分																		
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分																		
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分																		
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>第Ⅰ管理区分：当該場所における作業環境の継続に努めること</li> <li>第Ⅱ管理区分：作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分となるよう努めること</li> <li>第Ⅲ管理区分：①作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第Ⅰ管理区分または第Ⅱ管理区分となるようにすること。なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について作業環境測定を行い、その結果の評価を行うこと。②防音保護具を使用させるとともに、防音保護具の使用について、作業中の労働者の見やすい場所に掲示すること</li> <li>第Ⅱ、第Ⅲ管理区分に区分された場所については、当該場所を標識によって明示するなどの措置を講ずる</li> <li>第Ⅱ管理区分⇒必要に応じ防音保護具を使用させる</li> </ul>																					